

返戻金規定

報酬の返還について

採用者が、就業開始後に退職し、または解雇となった場合（以下、退職等という）、採用会社の請求により、報酬の一部を、下記のとおり返還する。

ただし、退職等が採用会社の責めに帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。

- ① 1 箇月未満： 報酬の 8 0 %
- ② 1 箇月以上 3 箇月未満： 報酬の 5 0 %

ファーマエイド株式会社
京都府宇治市寺山台 1 - 2 - 1 3
許可番号 26-ユ-300356